

高松市災害時要配慮者支援 に関する手引書



<令和7（2025）年4月改訂版>

目次

第1 策定の趣旨	1
1-1 目的	1
1-2 位置付け	1
第2 基本的な考え方	2
2-1 地域との連携の在り方	2
2-2 福祉避難所の在り方	2
2-3 用語の定義	2
第3 要配慮者支援に関する取組	6
3-1 避難行動要支援者名簿について	6
3-2 個別避難計画について	7
3-3 避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成等の流れ	8
3-4 情報の管理・提供	9
3-5 情報の更新	10
3-6 その他	10
第4 平常時の体制整備	11
4-1 災害時要配慮者支援に関する市の組織体制	11
4-2 災害時要配慮者支援に関する平常時の体制	13
4-3 地域支援組織の平常時の取組	14
4-4 福祉避難所の確保・整備等	15
第5 災害発生時	17
5-1 災害時の情報伝達体制	17
5-2 災害時の避難支援体制	18
5-3 福祉避難所の開設	19
5-4 避難誘導	19
5-5 安否確認	20
第6 避難期（災害発生後6時間以降）	21
6-1 避難所の運営	21
参考資料	22
資料1 関係法令・関連計画・関係手引等	22
資料2 要配慮者の属性ごとの配慮事項	23

第1 策定の趣旨

1-1 目的

この手引書は、災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対し、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で迅速かつ的確に行われる体制を構築し、要配慮者が地域で安全安心に暮らすことができるようにするため、策定するものである。

1-2 位置付け

「高松市地域防災計画」における要配慮者に対する支援に関する計画を具体化することを目的とする。主として、福祉避難所の整備や避難行動要支援者名簿等の管理・更新、また、地域の支援体制の充実を図るための手引書として位置付ける。

第2 基本的な考え方

2-1 地域との連携の在り方

災害が発生した初動期において、行政だけでは要配慮者を避難誘導し、避難所を開設・運営することには限界があるため、平常時を始め、災害発生時における地域との連携の在り方について、各地域コミュニティ協議会の「地域コミュニティ継続計画」と併せて、本市と地域の具体的な取組を示す。

2-2 福祉避難所の在り方

災害による避難時において、要配慮者に身体介護や健康相談など、日常生活に必要な生活支援を行うための福祉避難所の在り方について、本市の基本的な取組を示すものとする。

2-3 用語の定義

(1) 要配慮者

この手引書における「要配慮者」とは、「避難行動要支援者名簿」登録対象者と、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人等、災害発生時に特別の配慮を必要とする者とする。

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。

(3) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿とは、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を実施するための基礎とする名簿であり、災害対策基本法において、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されている。（詳細は6ページ参照）

(4) 「避難行動要支援者名簿」登録対象者

避難行動要支援者名簿の登録対象者は、以下のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設等の入所者や病院の長期入院患者については、これらの施設管理者等が作成する避難確保計画等に基づき、避難することから、登録対象外とする。

- ① 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の者
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級又は2級の者
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA又は㊤判定の者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の者
- ⑤ 障害者総合支援法における障害支援区分の認定を受けており、障害支援区分3～6の者
- ⑥ 難病患者等
- ⑦ 75歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
- ⑧ 前各号に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

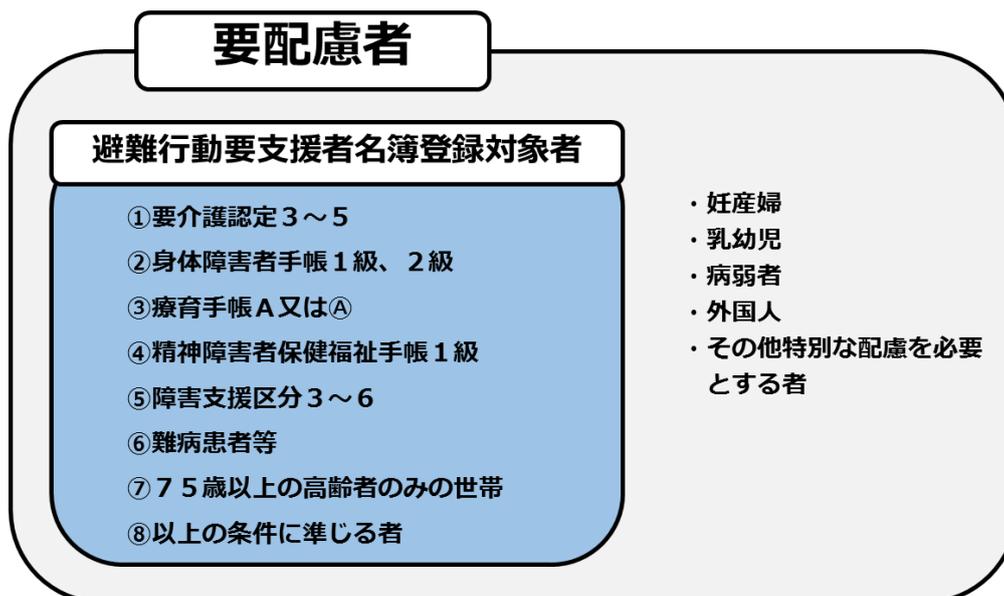


図1 要配慮者と避難行動要支援者名簿登録対象者のイメージ図

(5) 個別避難計画

個別避難計画とは、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成する、避難支援等を実施するための計画をいい、災害対策基本法において、市町村に個別避難計画の作成が努力義務化されている。（詳細は7ページ参照）

(6) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、災害対策基本法において、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市町村が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供する者とされており、市では以下の者を示す。

- ア 地域コミュニティ協議会
- イ 連合自治会
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 地区社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 市社会福祉協議会
- キ 消防機関
- ク 警察機関
- ケ その他避難支援等の実施に携わる関係者

(7) 地域支援組織

地域支援組織とは、地域コミュニティ協議会、連合自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自主防災組織等を中心とした各地域の連携、協働の組織体制をいい、「地域コミュニティ継続計画」等を基として、行政組織と連携しながら、要配慮者の支援活動に取り組む。

「地域支援組織」の主な役割		詳細ページ
平常時	・見守り活動の実施 ・名簿等情報の更新 ・防災訓練等の実施 など	13～14 ページ
災害発生時	・避難誘導の実施 ・避難行動要支援者等の安否確認 ・避難状況の報告 など	17～20 ページ

(8) 避難支援等実施者

避難支援等実施者（以下「避難支援者」という。）とは、災害時に協力を得られる近隣住民やボランティアなど、避難行動要支援者の避難支援等を実際に行う者をいう。

「避難支援者」の主な役割		詳細ページ
平常時	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者との信頼関係構築・声かけ・見守り活動・防災訓練への参加 など	13～14 ページ
災害発生時	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者への情報伝達・避難支援・地域支援組織等との協力・連携・地域支援組織への避難状況の報告 など	17～20 ページ

第3 要配慮者支援に関する取組

3-1 避難行動要支援者名簿について

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、災害対策基本法に掲げる次の事項を記載することとなっており、市は、本人からの申請等に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

記載事項
●氏名
●生年月日
●性別
●住所又は居所
●電話番号その他の連絡先
●避難支援等を必要とする事由
●その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者名簿への登録方法

避難行動要支援者名簿登録方法
<p>●ダイレクトメールによる調査</p> <p>市は、避難行動要支援者名簿登録対象者に対して、ダイレクトメールを送付し、登録希望の有無について、本人の同意を得て登録する。</p>
<p>●本人等からの申請によるもの</p> <p>広報紙、ホームページ、市政ふれあい出前トーク等において、広く制度の周知を行った上で、避難行動要支援者本人又はその家族等からの申請書の提出によって登録する。</p>
<p>●地域支援組織による調査</p> <p>地域支援組織が中心となって、本人やその家族等に直接、申請書の提出を働きかけて登録する。</p>

3-2 個別避難計画について

(1) 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の登録に併せて個別避難計画を作成する。なお、作成に当たっては、ケアマネジャーや相談支援専門員、関係団体と連携することが望ましい。

(2) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載する情報に加え、次に掲げる事項を記載するものとするが、様式については、別途定めることとする。

記載事項
●避難支援者の氏名又は名称
●避難支援者の住所又は居所
●避難支援者の電話番号その他の連絡先
●避難施設その他の避難場所

必要に応じて記載する事項
●避難路その他の避難経路
●その他避難に係る必要事項等

(3) 避難支援者の指定について

災害時に協力を得られる近隣住民やボランティアなどを、避難支援者本人の承諾を得た上で、避難行動要支援者本人又はその家族が選定する。

避難支援者が見つからない場合は、地域支援組織の協力のもと、避難支援者の選定に努める。なお、組織や団体も避難支援者として指定することができる。

3-3 避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成等の流れ

避難行動要支援者名簿への登録及び個別避難計画作成等の流れについては、次のとおりとする。

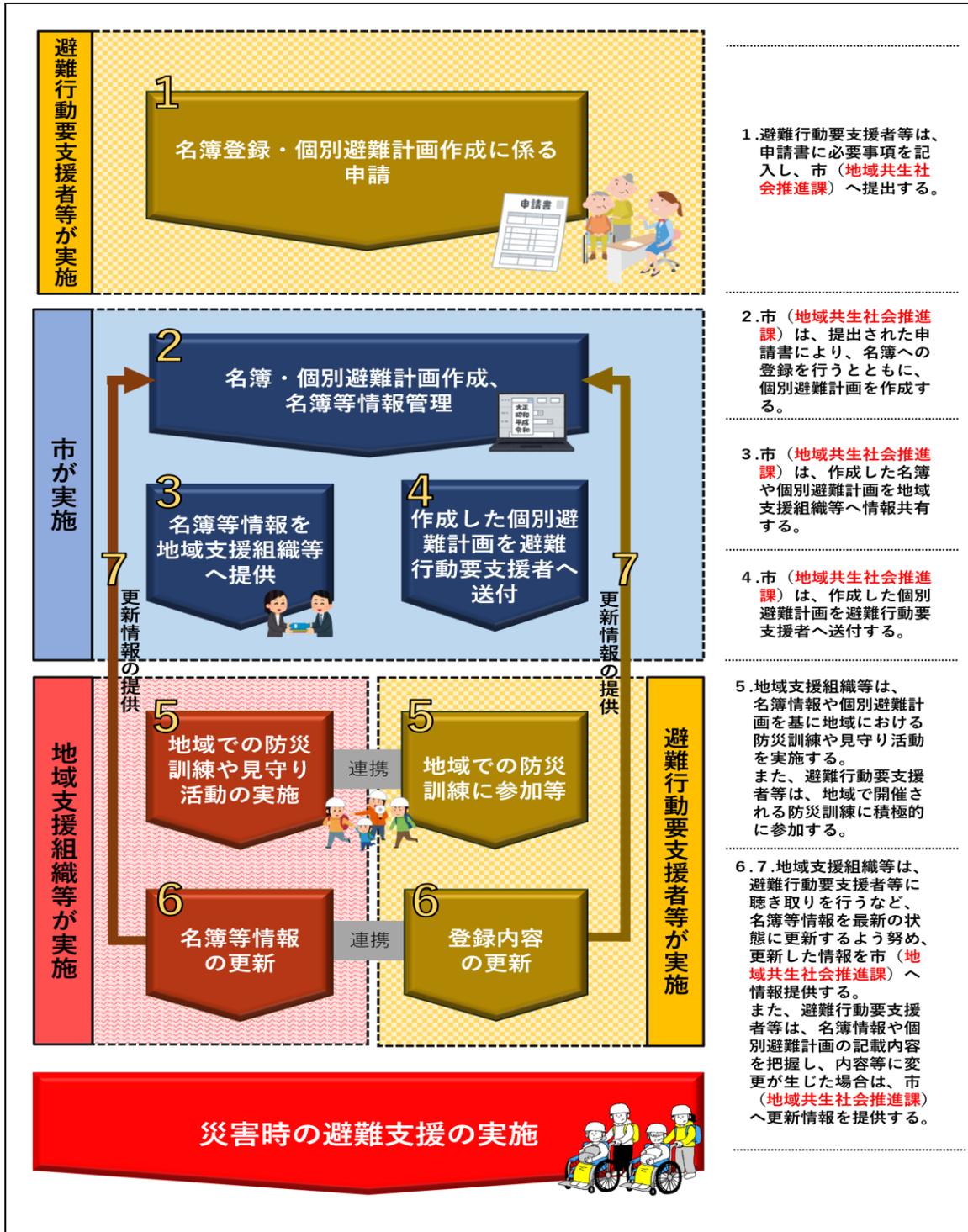


図2 避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成等のスキーム図

3-4 情報の管理・提供

(1) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報の管理

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（以下「名簿等情報」という。）の原本は、地域共生社会推進課が保管し、副本は介護保険課、障がい福祉課、長寿福祉課、危機管理課及び消防局が保管する。

(2) 名簿等情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿等情報を提供し、避難支援等関係者は、避難支援等以外の目的で使用してはならない。また、名簿等情報は、紛失することがないように厳重に保管するものとする。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、避難行動支援者等の同意の有無に関係なく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者やその他の者に対し、名簿等情報を提供する場合がある。

(3) 名簿等情報の秘密保持義務

名簿等情報の提供を受けた避難支援等関係者は、災害対策基本法等に基づき、秘密保持義務が課され、以下の点を遵守するものとする。

- 要配慮者支援以外の目的でこれらの情報を使用しない。
- 名簿等情報を他の目的で使用するときは、避難行動要支援者本人からの同意を得る。
- これらの個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らさない。また、支援をする役割を離れた後も同様とする。
- 避難支援等関係者が団体の場合は、名簿等情報を取り扱う職員を必要最小限に限定するなど、情報管理に関し、組織単位で適切な措置を講じる。
- 地域支援組織においては、地域の実情に応じた支援体制を決定した上で、必要な範囲内で、避難支援等の実態に即した各関係者（単位自治会長や避難支援者等の各個人）へ情報を共有するが、避難行動要支援者に関する個人情報を無用に共有・利用しない。
- 適正な取扱いを確保するため、地域支援組織は誓約書を高松市長に提出する。

3-5 情報の更新

地域支援組織は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の登録情報の確認を行い、おおむね1年に1回程度、市（地域共生社会推進課）に情報連携する。

市（地域共生社会推進課）は、申請書や更新情報を受付次第、随時、名簿等情報を管理しているシステムのデータ更新を行い、常に最新のものとする。

市（地域共生社会推進課）は、地域支援組織に、新規登録者の追加及び既登録情報の修正を行った名簿等情報の提供を毎年各1回行う。

3-6 その他

- (1) 避難行動要支援者は、避難支援者のボランティア精神に基づき支援を受けるものであり、避難行動要支援者名簿への登録によって、災害時の支援を保証されるものではない。
- (2) 避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとし、法的な責任や義務を負うものではない。
- (3) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の様式、その他必要な事項については、別途定める。

第4 平常時の体制整備

4-1 災害時要配慮者支援に関する市の組織体制

要配慮者の支援業務を的確に実施するため、健康福祉局を中心とした横断的な組織として、災害時要配慮者支援体制を定め、平常時から要配慮者支援の充実に努める。

以下に示す担当は、各地区災害時要配慮者支援団体間の各場面における連絡調整を行う事務局の役割も担う。

◎は主担当課、○は副担当課

1 要配慮者支援総務担当		
	健康福祉局	健康福祉局以外の部局
組織体制	◎地域共生社会推進課 ○障がい福祉課 ○長寿福祉課 ○介護保険課 ○生活福祉課 { 生活福祉第一課 生活福祉第二課	協働コミュニティ推進課 危機管理課 都市交流室
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援班の運営事務に関すること ・要配慮者支援班内の連絡調整に関すること ・災害対策本部（水防本部）各班との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関すること ・外国人避難者への対応準備に関すること 	
2 避難行動要支援者名簿・個別避難計画整備担当		
	健康福祉局	健康福祉局以外の部局
組織体制	◎地域共生社会推進課	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿等の作成・整備に関すること ・避難行動要支援者に関する情報共有・活用に関すること 	

3 福祉避難所人材・施設整備担当		
	健康福祉局	健康福祉局以外の部局
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域共生社会推進課 ○障がい福祉課 ○長寿福祉課 ○介護保険課 地域包括支援センター 保健医療政策課 健康づくり推進課 	<ul style="list-style-type: none"> 協働コミュニティ推進課 危機管理課
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の確保、整備に関すること ・医療支援スタッフ・生活相談員の確保に関すること ・福祉避難所内の情報伝達体制の整備に関すること ・福祉避難所の設営用資機材の運用周知に関すること 	

4 福祉避難所運営担当		
	健康福祉局	健康福祉局以外の部局
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域共生社会推進課 ○障がい福祉課 生活福祉課 ○長寿福祉課 ○介護保険課 子育て支援課 	<ul style="list-style-type: none"> 協働コミュニティ推進課 危機管理課
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設、各施設との調整に関すること ・福祉避難所での要配慮者支援体制の整備、調整に関すること 	

5 制度周知・訓練担当		
	健康福祉局	健康福祉局以外の部局
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ○地域共生社会推進課 障がい福祉課 長寿福祉課 介護保険課 	<ul style="list-style-type: none"> 協働コミュニティ推進課 ◎危機管理課 広聴広報・シティプロモーション課 予防課 消防防災課
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報伝達体制の整備に関すること ・災害時の情報伝達及び収集に関すること ・防災学習会や防災訓練への支援など要配慮者支援活動の普及啓発に関すること 	

4-2 災害時要配慮者支援に関する平常時の体制

平常時における災害時要配慮者支援の体制は、避難支援等関係者が相互に連携・協力し、要配慮者の見守り活動や防災訓練等を実施するほか、必要に応じ、名簿情報や個別避難計画の記載内容の更新に努める。

また、要配慮者は、避難支援等関係者が実施する取組に対し、協力するものとし、市は、このような取組を積極的に支援する。

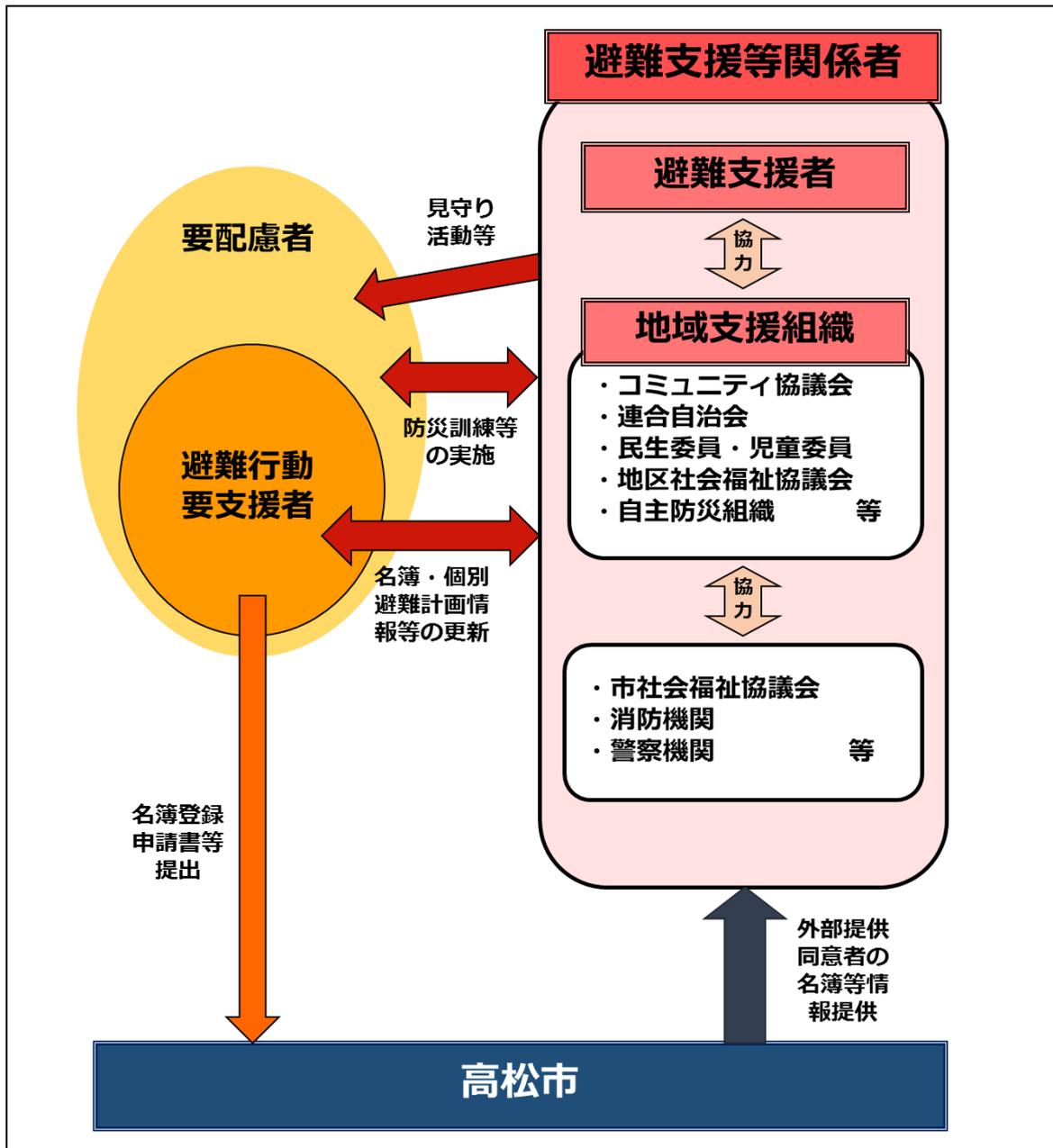


図3 災害時要配慮者支援の平常時の体制イメージ図

4-3 地域支援組織の平常時の取組

各地域は、「地域コミュニティ継続計画」等を基として、行政組織と地域支援組織が平常時から連携を深め、具体的な要配慮者の支援活動に取り組む。

地域支援組織の主な活動内容

(1) 地域コミュニティ継続計画等の策定

地域コミュニティ継続計画、地域の防災マップ、避難所運営マニュアル等を策定する。

(2) 要配慮者に係る情報の収集・把握

名簿未登録の要配慮者についても、日頃からの見守り活動を通じて、情報を把握することに努め、災害時の避難等に備える。

(3) 名簿等情報の更新

災害発生時等に、避難行動要支援者の安否確認や避難支援等に真に役立つ情報とするため、登録情報を確認し、常に最新の情報に更新する。

(4) 日常生活における見守り活動の実施

円滑な避難支援活動を実施するため、要配慮者に対し、日常生活において、声かけや相談等を行うよう努める。

(5) 避難支援者の補助

要配慮者や避難支援等関係者との積極的な交流を図り、要配慮者が避難支援を受けやすい環境づくりに努める。

(6) 地域内の情報伝達体制の整備

災害発生時等の避難支援をより実効性のあるものとするため、地域内の情報伝達体制を構築しておく。

(7) 防災訓練等の実施

防災訓練において、名簿等情報を活用し、情報伝達や避難支援等について実際に機能するか点検するなど、計画内容の改善や避難の実効性向上につなげる。

(8) 要配慮者支援活動を担う人材育成

地域防災関係団体やボランティア等の中から、地域の要配慮者支援活動を継続的・専門的に担う人材を、市民防災講演会等の受講を通して育成する。

4-4 福祉避難所の確保・整備等

(1) 福祉避難所とは

福祉避難所とは、災害による避難時において、要配慮者に身体介護や健康相談など、日常生活に必要な生活支援を行うなど、要配慮者が安心して避難できるように開設される避難所をいう。

(2) 福祉避難所の確保・整備

要配慮者のうち、特別な対応が必要な方を対象とし、要配慮者の属性、身体状況に応じて、適切な福祉避難所への避難を勧める。

指定避難所福祉エリア

災害時の避難所には、コミュニティセンターや小・中学校等が指定されている。避難所内で要配慮者が介護等を受けることができるなど、指定避難所に一定の配慮がなされた部屋やエリア等を確保し、一時的に「指定避難所福祉エリア」とする。なお、避難者への支援は、公平を原則とするが、要配慮者には十分に配慮する。

協定福祉避難所

民間の社会福祉施設等で、災害時に福祉避難所として協力してくれる施設と協定書を締結するなど、災害時における要配慮者の受入体制を整備する。

指定福祉避難所

指定避難所福祉エリア以外で要配慮者向けに開設する市有施設の福祉避難所で、受入対象者を乳児・妊産婦とその家族に限定し、小・中学校等の指定避難所が開設された場合において開設する。

(3) 現在の要配慮者の避難イメージ

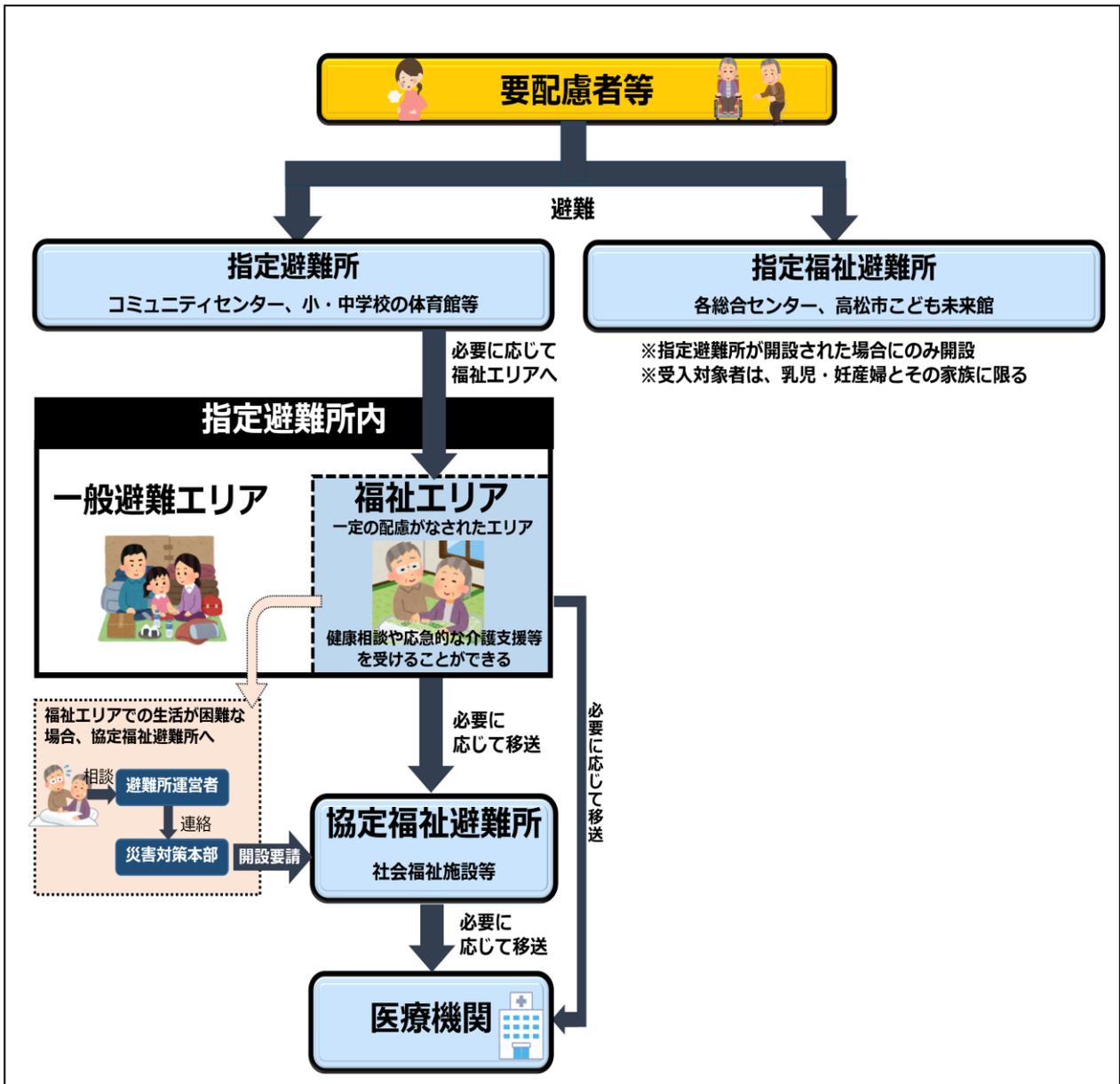


図4 要配慮者の避難のイメージ図

(4) 今後の取組

令和3年5月10日の災害対策基本法施行規則の改正等により、新たに、指定福祉避難所の規定ができ、指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者や、その家族が避難する施設であることを公示することにより、指定福祉避難所への直接の避難を促進することが示された。これらの改正点を踏まえた取組については、「高松市福祉避難所運営マニュアル」において、示している。

第5 災害発生時

5-1 災害時の情報伝達体制

災害対策本部（又は水防本部）は、気象予報・警報等により風水害や土砂災害等の災害発生が予見される場合には、人的被害の可能性が高まった段階で、警戒レベル4「避難指示」に先立って、警戒レベル3「高齢者等避難」等避難情報を発令する。同報系防災行政無線や防災ラジオ、消防団屯所からのサイレン・音声放送、関係者による直接口頭又は拡声器、広報車、コミュニティ協議会・自治会・自主防災組織等を通じた対象地域への連絡網等により、避難情報の伝達を行う。

※ 南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合には、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、木太町北側エリアの避難に時間を要する方（要配慮者等）は、1週間ほど事前避難が必要となる（詳細は高松市地域防災計画等参照）。

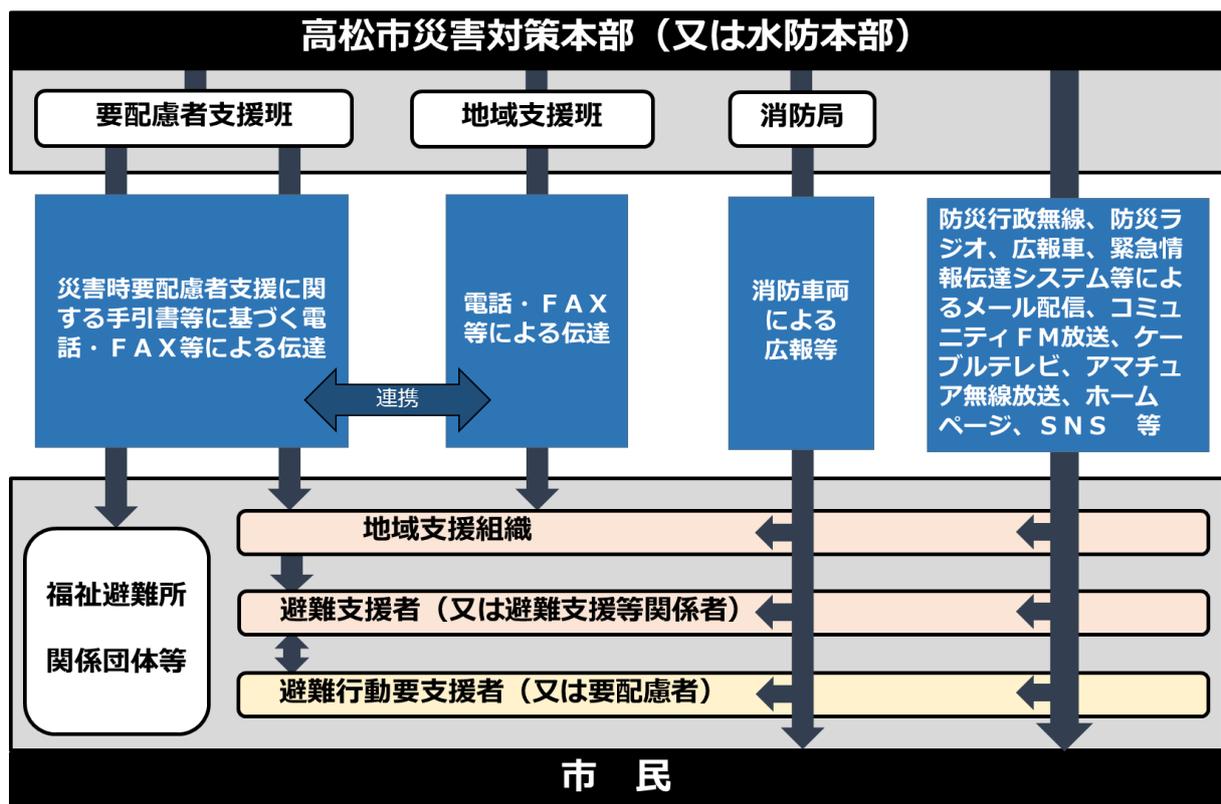


図5 災害時の情報伝達イメージ図

5-2 災害時の避難支援体制

災害時の避難支援体制について、避難支援者等は避難行動要支援者（又は要配慮者）の避難準備についての情報伝達、所在確認や避難誘導等を行う。また、必要に応じて、地域支援組織等とも連携・協力しながら、避難行動要支援者（又は要配慮者）の安否確認や救助等を行う。

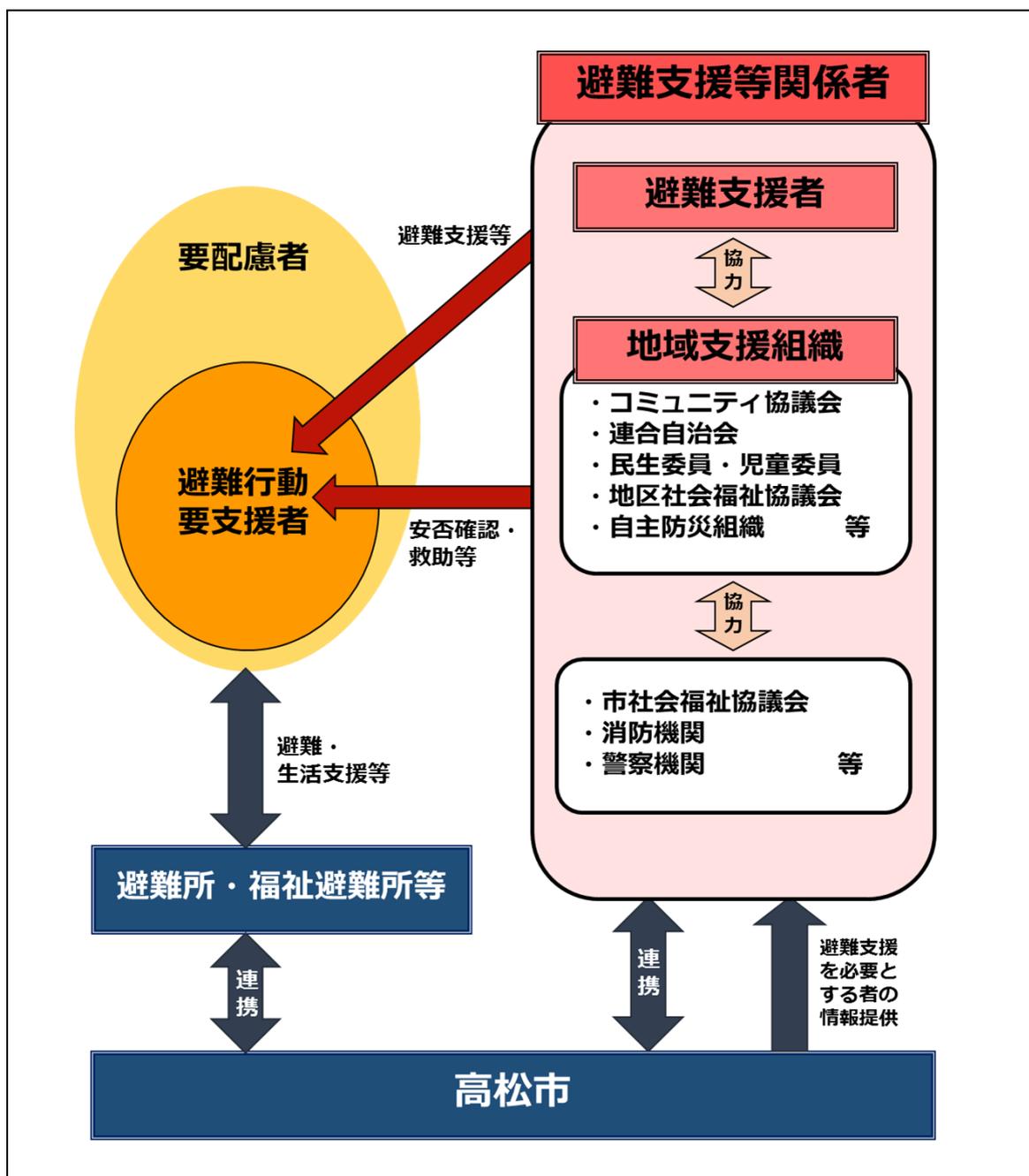


図6 災害時の避難支援体制のイメージ図

5-3 福祉避難所の開設

市及び地域支援組織等は、連携・協働し、避難所の一部に一定の配慮がなされた部屋やエリアを確保し、必要に応じて各小中学校に備蓄している資機材を利用して、指定避難所福祉エリアを開設する。

また、事前に協定を締結した「協定福祉避難所」にも開設を要請する。

5-4 避難誘導

(1) 「避難支援者」の行動・役割

- 自分や家族等の安全を確保した上で、避難行動要支援者と連絡をとり、必要な情報を伝えるとともに、避難所への誘導を行う。
- 避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導に当たって、地域支援組織等の協力を得ながら実施するとともに、大規模災害時には、消防団等とも連携しながら実施する。
- 避難行動要支援者の避難誘導が困難な場合には、市要配慮者支援班、地域支援組織に連絡するとともに、状況に応じて、消防や警察等に避難行動要支援者の救助を要請する。
- 避難行動要支援者の避難は、個別避難計画などに記載した避難所への避難を基本とするが、災害時の状況に応じて、他施設への直接避難等、適宜対応するものとする。
- 避難誘導を完了した時は、避難行動要支援者の避難先の避難状況を地域支援組織に報告する。

(2) 「地域支援組織」の行動・役割

- 担当の避難支援者の支援が受けられない避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者や協力団体と連携し、他の避難支援者等を派遣するなど、適切な避難誘導に努める。

5-5 安否確認

(1) 「地域支援組織」の行動・役割

- 避難支援者等からの避難状況報告や各避難所での確認により、あらかじめ把握している避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者の安否確認を行う。
- 安否確認ができない避難行動要支援者がいる場合は、当該避難行動要支援者宅に確認員等を派遣し、安否確認を行う。
- 上記の確認作業を行った後に安否確認ができない避難行動要支援者がいる場合は、直ちに市要配慮者支援班に報告する。
- 要配慮者ごとに、災害時指定職員を通じて、避難状況を市要配慮者支援班に報告する。

(2) 「市要配慮者支援班」の行動・役割

- 避難所での受付時に、避難者の情報について世帯ごとに記載してもらう「避難者カード」を活用するなどして、要配慮者情報を集約する。
- 各避難所への照会などによって、安否確認ができない避難行動要支援者の所在を確認するとともに、必要に応じて、消防や警察等に救助を要請する。

第6 避難期（災害発生後6時間以降）

6-1 避難所の運営

市要配慮者支援班は、各避難所を円滑に運営するために、要配慮者の健康管理や健康相談、災害情報の提供、ニーズに応じた生活用品や物資等の提供を行う。また、必要に応じ、福祉避難所や医療機関への移送を行う。

地域支援組織は、災害ボランティア等とともに、要配慮者の避難所での生活の援助を行う。

（1）保健師、生活相談員等支援スタッフの確保

要配慮者の健康管理や健康相談等に当たるため、保健師、生活相談員等を確保する。

（2）情報の提供

要配慮者にも情報がもれなく伝達されるように、複数の情報伝達手段を使って情報を提供する。

（3）相談窓口の設置等

避難所における要配慮者のニーズを把握するため、福祉避難所担当職員が中心となって、要配慮者のための相談窓口を設置する。

（4）ニーズに応じた物資等の提供

要配慮者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供する。

（5）病院や福祉避難所への移送

要配慮者の定期的な体調把握に努め、必要に応じて、病院や福祉避難所へ移送する。

（6）感染症対策の徹底

高齢者や基礎疾患を有する者等が感染した場合、重症化するリスクが高いため、避難所運営マニュアルや福祉避難所運営マニュアル等に基づき、感染症対策を徹底する。

参考資料

資料 1 関係法令・関連計画・関係手引等

(1) 主な関係法令等

- 災害対策基本法
- 災害対策基本法施行規則
- 高松市個人情報保護条例

(2) 主な関連計画等

- 香川県地域防災計画
- 高松市地域防災計画
- 地域コミュニティ継続計画

(3) 主な関係手引等

- 障がいのある方のための災害対応のてびき（令和6年度版）

資料 2 要配慮者の属性ごとの配慮事項

●災害時において要配慮者に想定される状況

災害にかかわる対応能力としては、災害が発生したことを察知したり、その後の周りの状況を把握する情報能力、状況を把握したうえで適切な行動をとる判断能力、安全な場所へ移動する避難に関して、移動の時間や距離を規定する歩行能力など様々な能力が考えられる。

以下では、高齢者や障がい者等の要配慮者の類型別に災害時に対応能力がどのようなものとなるかを示す。

一人暮らし高齢者

- 同居者がいないため、災害の覚知が遅れる可能性がある。
- 基本的には状況に応じた判断をし、行動することができるが、年齢が高くなるほど歩行能力等身体的能力の低下に伴い機敏な行動がとりにくい場合がある。
- 判断能力、歩行能力低下のため、火の元の確認がおろそかになる可能性がある。

寝たきり高齢者

- 介護者がいない場合には、災害の覚知が遅れる可能性がある。
- 自力での避難はできない。避難の際には、介助者が必要であり、介助者自身の行動も制約される。

視覚障がい者

- 視覚からの情報収集ができないことにより、災害の覚知が遅れる可能性がある。
- 災害情報の覚知の遅れによって、判断が遅れることがある。
- 火の元の安全確認等が不十分となる恐れがある。
- 避難経路に障害物等があれば、よく知っている場所でも介助がなければ移動できない。
- 日常生活圏を離れた場所での生活には、介助者の助けが必要となる。自力で行動することは困難である。

聴覚障がい者

- 災害現象の「音」が情報として入ってこないため、災害の覚知が遅れる。
- 電話・ラジオ・テレビ・防災無線放送等の音声情報が収集できない。
- 災害情報の覚知の遅れによって判断が遅れることがある。
- 避難行動に際して、音声による指示等が把握できにくい。

肢体不自由者

- 障害の内容・程度によっては災害の覚知が遅れる可能性がある。
- 災害の覚知が遅れることによって、判断が遅れる可能性がある。
- 障害の程度によっては、介助者がいないと避難できない。

音声・言語、そしゃく機能障がい者

- 救出・救助など命にかかわる要請を伝えることが困難である。

内部障がい者

- 外見的には、障害があることがわかりにくいいため、避難行動において支援を受けにくくなる可能性がある。
- 行動に制約があるため、避難行動に時間がかかる。
- 障害の程度によっては、日常的に介助が必要となる。

知的障がい者

- 的確な判断ができにくいいため、家族や保護者から知らされる以外、災害を覚知できないことがある。
- 情報が知らされても、介助者がいないと判断が難しい。
- 介助者がいないと自力で避難することが困難なことがある。

精神障がい者

- 情報の覚知や情報の察知が遅くなることがある。
- 近隣との関係が希薄な場合、避難行動をとるための情報不足になりがちである。
- 常時の医療サービス（服薬等）を必要とする場合がある。
- 精神疾患あるいは精神障がいの特性のため、症状に応じた周囲の思いやりと協力を必要とする場合がある。

妊産婦

- 歩行能力等身体的能力の低下に伴い機敏な行動がとりにくい場合があり、避難行動に時間がかかる。
- 妊娠悪阻、切迫早産等の病状の程度によっては、介助者がいないと避難できない。
- 妊娠初期には外見的には妊娠していることが分かりにくいいため、避難において支援を受けにくくなる可能性がある。

乳幼児

- 自力での避難はできない。避難の際には、保護者等が必要であり、保護者等の行動も制約される。
- 日常生活圏を離れた場所での生活には、保護者等の助けが必要となる。自力で生活することは困難である。
- 保護者又は介助者(以下、保護者等)がいない場合には、災害情報の覚知が遅れ、避難の判断ができず、逃げ遅れる可能性がある。

病弱者

- 歩行能力等身体能力の低下に伴い機敏な行動がとりにくい場合があり、避難行動に時間がかかる。
- 病状の程度によっては、介助者がいないと避難できない。
- 外見的には病気を患っていることがわかりにくいいため、避難において支援を受けにくくなる可能性がある。
- 常時の医療サービス(医療機器使用、服薬等)を必要とする場合がある。

外国人

- 地震等の災害発生の経験の少ない外国人も考えられることから、災害時のコミュニケーションにおいては、特に留意が必要となる。日常生活で使用頻度の低い災害の用語を使わず、噛み砕いた伝わりやすい単語でコミュニケーションをとることを心がける。
- 旅行中の外国人については公共交通機関がストップして帰国が困難となる状況も考えられることから、関係機関に適切に連絡する体制を整える。

● 要配慮者が特に留意すべき対策項目

- 近隣協力員や民生委員等の連絡先の確認をしておく。
- 要配慮者は、通院やデイサービスなど家を離れる時間帯、また身体の状態や寝たきり高齢者がふだん寝ている場所等、差し支えない範囲で近隣協力員には知っておいてもらう。
- 避難しやすいように、寝室から玄関までの間には物を置かないようにし、脱出ルートを確保する。
- 非常用持ち出し用品として、非常食・水・ラジオ・懐中電灯などの他に慢性疾患で常用している薬のリストや使用している医療器具、補聴器等の電池など個人的に必要な物資について被災時に当面必要な量を持ち出せるように用意しておく。
- 車椅子が倒壊した家具の下敷きにならないように安全な場所に置くとともに、使用不能になったときの為に、それに代わる杖などを用意する。
- 平常時に自分の住む地域の指定された避難場所の確認をしておく。
- 平常時に避難場所を確認し、安全に行ける道順を何通りか把握し、実際に歩いておく。
- 警察、消防、行政、障害団体等との連絡に必要な電話番号・ファックス番号を確認しておく。
- ラジオをすぐに利用できるように身近に置く。又は携帯ラジオを身につける。
- パニックになって飛び出したり、迷子になった場合に連絡してもらえよう、名札を携帯する。

「高松市災害時要配慮者支援に関する手引書」

平成29（2017）年8月

令和4（2022）年3月 改訂

令和7（2025）年4月 改訂

「高松市災害時要援護者支援の手引き書」改訂プロジェクトチーム
（事務局）高松市地域共生社会推進課

TEL 087-839-2372

FAX 087-839-2375

e-mail kyousei@city.takamatsu.lg.jp